

幼児教育の無償化

令和元年10月からスタート

利用料（保育料）

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記利用料とは別に、教材費、通園送迎費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担。ただし、C階層までの子供等は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。



預かり保育

日額450円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。
（月額1万6,300円が上限）

利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の無償化**の対象となるには、保育の必要性を満たした上で、**「認定申請書」の提出が必要**です。
今後、幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

（問合せ先）

苫小牧市 健康こども部 こども育成課

TEL：0144-32-6378

Mail：kodomokusei@city.tomakomai.hokkaido.jp